

【新刊書籍】『不法行為法損害論の現在～原子力損害賠償紛争解決センターにおける和解実例の分析～』 発刊！

原子力発電所の事故発生から12年。被害者救済の蓄積と、その理論をたどる一冊。

法律関連出版物、各種データベースを提供する第一法規株式会社（所在地：東京都港区、代表取締役社長：田中英弥）が、『不法行為法損害論の現在～原子力損害賠償紛争解決センターにおける和解実例の分析～』を、2023年12月19日に発売しました。



商品紹介ページはこちら

https://www.daiichihoki.co.jp/store/products/detail/104796.html?utm_source=prtimes

amazonでの購入はこちら

<https://amzn.asia/d/83FRU8T>

楽天での購入はこちら

<https://books.rakuten.co.jp/rb/17175506/>

あの原子力発電事故から今年で12年。

原子力損害賠償紛争解決センターでは設立以降数多くの事案に対応し、2万件以上もの和解を成立させ被害者救済に努めています。

本書は同センターで蓄積された損害賠償案件に対する知見やノウハウを凝集した一冊です。

不法行為法の損害論について基礎的な理論から理解を深めることができるため、実際に複雑な案件に遭遇した際の理論構築において、強い味方となる一冊です。

12年にも及ぶ被害者救済の実務と蓄積、そしてその根底にある理論について、この機会に理解を深めてはいかがでしょうか。

【本書の特長】

- 原子力損害賠償紛争解決センターで和解仲介実務を担う法曹実務家が執筆。原子力事故による損害賠償実務を凝集。

- 12年に及ぶ和解仲介事例の蓄積から、その基礎にある理論や基本的な考え方を詳しく解説。不法行為法の損害論について理解を深められる一冊。

- 2022年12月策定の中間指針第五次追補にも必要な範囲で言及した充実の解説書。

第1部 損害論 第2章 各論

3 精神的損害

(1) 生命・身体的損害としての精神的損害（後遺障害・死亡慰謝料及び入通院慰謝料）

ア はじめに

センターには、申立人又はその親族により、本件事故により避難等を余儀なくされたために既往症が悪化したり、新たな疾患を発症したり、あるいは死亡に至ったと主張して、治療費のほか、精神的損害の賠償を求めて和解仲介が申し立てられることも多い。

このような本件事故による「生命・身体的損害」に関する損害賠償については、一般の不法行為と同様、本件事故と相当因果関係のある損害について賠償が認められると考えられているほか、損害額の算定方法等については、センターのADRにおいても、交通事故の裁判実務において用いられる「民事交通事故訴訟 損害賠償額算定基準 上巻（基準編）」（以下「赤い本」という）を参考にして、赤い本において精神的損害の損害項目として列挙されている傷害（入通院）慰謝料及び後遺障害・死亡慰謝料を中心に和解案が検討されており、これらの点では、裁判実務と共通する部分がある。

もっとも、センターでは、「影響割合」と呼ばれる裁量の割合を乗じた和解案提示が広く行われているところ¹、この手法が、「生命・身体的損害」に関する和解仲介でも取り入れられていることなど、裁判実務と必ずしも同一ではないところもある。

そこで本項では、「生命・身体的損害」に関する不法行為における基本概念、具体的には、相当因果関係及びその立証の緩和、被害者の素因による減額といった各種理論的な問題のほか、慰謝料の基準額等について、判例・学説、裁判実務の状況等を概説した上で、これらとの比較において、中間指針を踏まえたADRにおける「生命・身体的損害」、その中でも精神的損害についての和解実務の特徴について、本件事故に係る裁判例にも言及しながら

¹ 詳細は、413頁（342頁）を参照

第1部 損害論 第2章 各論

番号	裁判日付・裁判所・事件番号	原告所在地	業種	事案の概要
1	平成25年2月1日 東京地方裁判所 平成24年(ワ)11074号	宮城県	食品・日用品・雑貨の卸売販売業	原告が、被告国及び被告東京電力に対し、本件事故による取替取替により、原告が被災していつまでか被告が、取引先から返品や、在庫処分も発生できなくなり、原告は、本件事故以来、被害を受けることもできなくなったことを主張して、被告に対し、減額して、上記コスト類の返却・在庫処分費用の一部として1200万円及び弁護士費用500万円の合計額である2800万円等の支払を求めた事案
1	平成20年4月17日 千葉地方裁判所 平成15年(ワ)11885号	千葉県	公共施設の管理・運営、ホールの管理	千葉県つたろみ会館の設置するホテルの施設管理である原告が、本件事故が起きたことにより、施設被害に起因する損害を受けたことにより、被告東京電力に対し、5200万円（遺失損791万5283円及び弁護士費用79万1325円の合計）等の支払を求めた事案
1	平成27年7月1日 東京地方裁判所 平成25年(ワ)1507号 判1418号227頁	東京都	ゴルフ場の経営等	原告が、被告国及び被告東京電力に対し、本件事故により、原告のゴルフ場の施設被害に起因する損害があるのではないかとの見解が認められ、原告が、被告東京電力に対し、5200万円（遺失損791万5283円及び弁護士費用79万1325円の合計）等の支払を求めた事案
2	平成28年1月13日 東京高等裁判所 平成27年(ホ)1438号	東京都	ゴルフ場の経営等	原告が、被告国及び被告東京電力に対し、本件事故により、原告のゴルフ場の施設被害に起因する損害があるのではないかとの見解が認められ、原告が、被告東京電力に対し、5200万円（遺失損791万5283円及び弁護士費用79万1325円の合計）等の支払を求めた事案
1	平成28年6月30日 千葉地方裁判所 平成27年(ワ)643号	東京都	ゴルフ場の経営等	原告が、被告国及び被告東京電力に対し、本件事故により、原告のゴルフ場の施設被害に起因する損害があるのではないかとの見解が認められ、原告が、被告東京電力に対し、5200万円（遺失損791万5283円及び弁護士費用79万1325円の合計）等の支払を求めた事案
2	平成28年11月30日 東京高等裁判所 平成28年(ホ)1586号	東京都	ゴルフ場の経営等	原告が、被告国及び被告東京電力に対し、本件事故により、原告のゴルフ場の施設被害に起因する損害があるのではないかとの見解が認められ、原告が、被告東京電力に対し、5200万円（遺失損791万5283円及び弁護士費用79万1325円の合計）等の支払を求めた事案

【目次（抜粋）】

第1部 損害論

第1章 東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う原子力損害賠償請求権についての基本的考察～原子力損害賠償紛争解決センターにおける和解仲介手続における実務も踏まえて～

1 原子力損害賠償請求権についての基本的考察

2 原子力損害賠償紛争解決センターにおける和解仲介手続における実務を踏まえた原子力損害賠償請求権の実現について

3 損害拡大防止義務（損害軽減義務）

第2章 各論

1 避難等に係る損害

2 財物損害

3 精神的損害

4 営業損害

5 就労不能損害

6 中間指針第五次追補の概説

第2部 ADRの手続と審理

第1章 草創期から安定期までの原発ADRセンターの運営

1 揺籃期・平成23年9月～同年11月

2 破綻クライシス期・平成23年12月～平成24年8月

3 クライシス脱却期・平成24年9月～平成25年1月

4 安定期・平成25年2月～平成26年3月

5 福島県での説明会など

6 日弁連での説明会

7 報道機関対応

8 組織概要一和解仲介室を中心に

第2章 集団事件の審理

1 はじめに

2 集団事件の種類

3 集団事件の審理方法

4 センター公表事例にみる具体例

第3章 地方公共団体の審理について

1 総論

2 各論

第3部 座談会

1 座談会の趣旨及び自己紹介

2 センター開所及びその直後（平成23年9月～平成24年2月）

3 急増する事件とその対応（平成24年3月～8月）

4 センター開所から1年経過後（平成24年9月～）

5 終わりに

【商品概要】

『不法行為法損害論の現在～原子力損害賠償紛争解決センターにおける和解実例の分析～』

[編] 原子力損害賠償研究会

・ 定価：9,790円(本体：8,900円+税10%)

・ 頁数：672頁

・ 版型：A5判

商品紹介ページはこちら

https://www.daiichihoki.co.jp/store/products/detail/104796.html?utm_source=prtimes

amazonでの購入はこちら

<https://amzn.asia/d/83FRU8T>

楽天での購入はこちら

<https://books.rakuten.co.jp/rb/17175506/>

当プレスリリースURL

<https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000639.000059164.html>

第一法規株式会社のプレスリリース一覧

https://prtimes.jp/main/html/search/rp/company_id/59164

【本件に関する報道関係者からのお問合せ先】

第一法規株式会社

販売促進第一部

lawyer_support@daiichihoki.com
